

第94回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の業務の適正を確保するための体制

事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

計算書類の株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社 指月電機製作所

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社WEBサイト（<https://www.shizuki.co.jp>）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について以下のとおり決定しております。

(1) 取締役、執行役（以下、役員という）及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理の重要性を周知徹底する。

当社グループ共通の方針・規則を「指月電機グループコンプライアンス憲章」（2022年4月改訂）として整備し、コンプライアンス経営の実践を最重要事項として、法令順守はもとより社会規範に則した誠実かつ公正な企業活動を遂行すべく、当社グループの役員及び従業員に同憲章を周知徹底し、定期的に啓発活動や研修会を行う。

② 執行監査室は、「内部監査規準」に基づき監査委員会と連携してグループ各社への内部監査を実施し、牽制機能がより効率的に働く体制を整備し、役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

また、必要に応じて監査委員会単独での監査を実施することで、監査法人及び執行監査室と連携した三様監査体制を確保する。

③ 反社会的勢力への行動基準を定め、不当な要求に対しては弁護士、警察等の外部機関と連携し組織的に毅然とした対応をとる。

(2) 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に係る重要な会議の議事録、稟議書、通達文書など重要な意思決定に係る記録などの情報は、文書管理規程に基づき、適切に保存、管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減及び未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合「危機管理規程」に基づき即応体制を整備・運用する。

② 日常の業務執行、業務プロセス、組織等で損失の危険を継続的にコントロールするため「内部統制システム」及び「内部統制システムの検証・評価」に係る規程を制定し、リスク予防・管理・対処の体制を整備しこれを維持する。

(4) 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は企業価値向上を目的として法令、定款及び「取締役会規程」に定める事項を決議し、業務の執行を監督する。そのため、執行役の職務分掌を定め、各執行役の担当分野を明確にして業務執行の権限を委任する。

② 各執行役は、取締役会決議に基づき委任を受けた事項に関する業務を真摯に執行することで経営目標の達成に努める。

③ 内部監査制度や各委員会規程を随時見直すことにより、業務が有効かつ効率的に行われる体制を構築する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとしての業務の適正を確保するために、当社の経営方針・経営理念及び内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、監査委員会並びに執行監査室はグループ各社の内部監査を実施する。加えて財務・経理統括部門は財務情報の適正性を確保するための指導・教育を実施する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

① 取締役会の決議により、監査委員会の職務執行を補助する組織として監査委員会室を設置することができる。

② 監査委員会の職務を補助すべき取締役を設置する場合は、監査委員会が選定する。

また、監査委員会の職務を補助すべき従業員は、監査委員会室に所属するものとする。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の執行役からの独立性に関する事項

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員への指揮命令権は監査委員会に属することを社内規程に定める。

② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の人事評価は監査委員会が行うとともに、人事に関する事項の決定はあらかじめ監査委員会の同意を必要とする。

(8) 当社及び子会社の役員及び従業員が監査委員会に報告をするための体制

- ①当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいは法令・定款に違反する事実を発見したときは、遅滞なく監査委員会に報告する。
- ②「指月電機グループコンプライアンス憲章」及び「コンプライアンス・内部通報規程」に反する行為（異常）があった事実、あるいは異常の情報を入手した場合は、遅滞なく監査委員会に報告する。
- ③執行監査室は、内部監査の結果についてすべて監査委員会に報告する。

(9) 監査委員会に報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「コンプライアンス・内部通報規程」に定める。

(10) 監査委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針

- ①監査委員会及び監査委員の職務の執行について発生する費用については、当社から全額を前払い又は償還する。
- ②当該費用には、その職務の遂行のために必要に応じて利用する弁護士又は外部専門家等の費用も含まれる。

(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査委員会は、執行監査室が行う内部監査の年度方針・計画の策定に際し事前協議を行い、原則として執行監査室が行うグループ各社の内部監査に立ち会い、監査状況を把握したうえで必要に応じて内部監査の追加を要請する。
- ②監査委員会は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムの有効性を評価する為、各子会社の内部監査部門及び監査役と連携する。
- ③監査委員会は、代表執行役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、対処すべき事項等重要課題について相互認識を深めるよう努める。
- ④監査委員会は、重要会議への出席や重要案件の稟議書の確認など、職務執行に必要な情報を適宜入手し、自ら監査の実効性について評価できる体制とする。

決議：2006年4月14日
改定：2011年4月12日
改定：2015年7月13日
改定：2017年5月9日
改定：2018年5月9日
改定：2019年5月10日
改定：2020年5月25日
改定：2021年5月13日
改定：2022年4月21日

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する取組みの状況

「指月電機グループコンプライアンス憲章」や「コンプライアンス・内部通報規程」等の社内規程を整備し、コンプライアンス経営の実践を経営の最重要事項と位置づけています。本年度の主な取組みは以下のとおりです。

- ①各種の教育や啓蒙を通じたコンプライアンス意識の向上を推進
- ②コミュニケーション活性化を図り、問題点の芽を顕在化する
- ③通報・相談窓口を通じたコンプライアンス情報の収集
- ④人事部による職場コンプライアンス環境に関する意見聴取
- ⑤必要に応じたコンプライアンス推進委員会の開催による事実調査及び再発防止策の実施
- ⑥コンプライアンス推進委員会による「指月電機グループコンプライアンス憲章」の実践状況の評価

(2) リスク管理に関する取組みの状況

事業目的達成を阻害する要因・障害をリスクと定義したうえで「内部統制システム規程」や「経営危機管理規程」を整備し、可能な限りリスクを未然に防ぐ予防システムの構築に努めています。本年度の主な取組みは以下のとおりです。

- ①当社制定の「災害対策強化の日」を利用した各種訓練の実施
- ②執行監査室による内部監査時のモニタリング及びリスク評価の実施
- ③当社グループ横断の安全KY（危険予知）活動・リスクアセスメントの実施
- ④品質リスクに対応した本物品質本部による生産工場への往査実施
- ⑤監査法人、執行監査室、監査委員会連携による工場監査の実施

(3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

役員等の職務の執行が効率的に行われるよう、「取締役会規程」、「執行役員規程」等で取締役会での決議事項と執行役への委任事項を定めています。

本年度は取締役会を21回、執行役員会を13回開催しました。本年度の主な取組みは以下のとおりです。

- ①取締役及び国内子会社責任者等の執行役員会への出席による、全社並びに部門の課題の共有化と解決に向けた意思決定の迅速化
- ②重要な経営課題については、執行役員会に先立ち執行役員会メンバーによる経営執行会議を開催し、論点を整理した上で議題として執行役員会に上程
- ③各子会社並びに各部門からの週次及び月次報告による業務進捗状況の把握

(4) 業務の適正を確保するための取組みの状況

当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、執行監査室は監査委員会と連携して、年度毎の監査計画に基づいた当社グループの業務執行の適正性・効率性について監査を実施し、評価と提言を行っています。本年度の主な取組みは以下のとおりです。

- ①執行監査室によるグループ各社への内部監査と改善事項の提言及びフォロー
- ②監査委員を含む本社取締役と国内子会社取締役との定期的な意見交換の実施
- ③監査委員会と執行監査室との定期的な意見交換(週次ミーティング等)による内部監査の有効性の検証
- ④子会社の内部監査部門において独自に策定した内部統制項目の自主点検の実施
- ⑤執行監査室、子会社の内部監査部門、監査委員会によるグループ監査会議の開催

(5) 監査委員会監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査委員会監査の実効性が維持向上されるよう「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」を整備しています。本年度は社外取締役3名を含む監査委員4名で構成される監査委員会を10回開催しました。本年度の監査委員会の主な取組みは以下のとおりです。

- ①執行役員会等重要な会議への出席
- ②重要事項決裁事案の閲覧
- ③執行監査室による内部監査結果の報告内容の検証
- ④代表執行役社長、本社執行役員、子会社取締役、及び会計監査人との定期的な意見交換の実施
- ⑤指定した事業部門、プロジェクト責任者との意見交換の実施

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,001,745	4,276,006	12,266,872	△21,362	21,523,262
会計方針の変更による累積的影響額			△3,183		△3,183
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,001,745	4,276,006	12,263,689	△21,362	21,520,079
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△329,966		△329,966
親会社株主に帰属する当期純利益			946,793		946,793
自己株式の取得				△150	△150
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	616,826	△150	616,676
当連結会計年度末残高	5,001,745	4,276,006	12,880,516	△21,512	22,136,756

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	968,775	1,971,993	△660,838	173,979	2,453,909	357,366	24,334,539
会計方針の変更による累積的影響額							△3,183
会計方針の変更を反映した当期首残高	968,775	1,971,993	△660,838	173,979	2,453,909	357,366	24,331,355
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△329,966
親会社株主に帰属する当期純利益							946,793
自己株式の取得							△150
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△77,729	-	168,123	△98,616	△8,222	24,841	16,618
当連結会計年度変動額合計	△77,729	-	168,123	△98,616	△8,222	24,841	633,295
当連結会計年度末残高	891,046	1,971,993	△492,715	75,362	2,445,687	382,207	24,964,651

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

子会社は全て連結されております。

連結子会社等の数 7社

秋田指月株式会社、九州指月株式会社、岡山指月株式会社、株式会社指月テクノサービス、アメリカンシヅキ株式会社、指月獅子起（上海）貿易有限公司、タイ指月電機株式会社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な持分法を適用した関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

株式会社村田指月FCソリューションズ

3. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社等のうち、アメリカンシヅキ株式会社、指月獅子起（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であり連結計算書類の作成にあたっては、2021年12月31日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

親会社 材料……………総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品・仕掛品……個別法または総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

国内連結子会社 主として先入先出法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産除く）

……主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～13年

無形固定資産（リース資産除く）

……定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、主として過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度末の負担すべき支給見込額を計上しております。
- 役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 製品保証引当金……保証期間内に発生する無償工事に対する支出に備えて、過去の実績率等を基礎として無償工事費の見積額を計上しております。また、納入した一部製品の不具合に伴い、今後発生する製品補償にかかる費用の見込額を個別に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は産業機器分野、自動車機器（xEV）分野、及び電力・環境省エネ分野の各製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しています。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付会計に係る負債の計上基準

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

3) 小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②連結納税制度の適用

当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料の一部については、売上高から減額しております。また、有償受給取引については、従来は有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価等を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は343,883千円減少し、売上原価は99,107千円減少し、販売費及び一般管理費は244,775千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産の評価

(1) 連結子会社(秋田指月株式会社及び岡山指月株式会社)の有形固定資産の額

有形固定資産 4,197,353千円

なお、2022年3月31日時点における評価の結果、当該有形固定資産に係る減損損失は認識しておりません。

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

xEV用コンデンサは、今後の急速かつ大幅な需要拡大を見込んでいることから、近年は戦略的な先行投資が増加しております。その結果、両社には固定資産の減損の兆候が認められるため、減損損失の認識の要否の検討が必要な状況にあります。その検討にあたっては、将来の事業計画を基礎として回収可能性を見積っております。これらの仮定は不確実性を伴うことから、翌連結会計年度の有形固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

1. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社グループでは、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が一定期間続くとの仮定を置いて、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを実施しております。しかしながら、当感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,092,729千円

2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第2条第5号に定める鑑定評価によっております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 856,428千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	33,061	—	—	33,061
自己株式				
普通株式(注)	64	0	—	64

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	230,977	7.0	2021年3月31日	2021年6月11日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	98,989	3.0	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	181,480	5.5	2022年3月31日	2022年6月9日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して、ヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額22,450千円）は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*1,2)	時 価 (*1)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,641,508	1,641,508	—
(2) 長期貸付金	410,313	916,813	506,499
(3) 長期借入金	(1,800,000)	(1,794,932)	5,067
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 連結貸借対照表の長期貸付金は持分法適用に伴う投資損失を直接減額しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,641,508	—	—	1,641,508

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期貸付金	—	916,813	—	916,813
長期借入金	—	1,794,932	—	1,794,932
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象となっている、変動金利による長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借り入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		顧客との契約から 生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上高
報告 セグメント	産業機器	6,598,373	—	6,598,373
	自動車 x E V	7,034,631	—	7,034,631
	その他	4,204,786	—	4,204,786
	コンデンサ・モジュール計	17,837,791	—	17,837,791
	電力機器システム	6,037,006	—	6,037,006
	合計	23,874,797	—	23,874,797

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

745円00銭

2. 1株当たり当期純利益

28円69銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,001,745	1,300,000	2,976,006	4,276,006	8,686,485	8,686,485	△21,362	17,942,875
会計方針の変更による累積的影響額					△3,183	△3,183		△3,183
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,001,745	1,300,000	2,976,006	4,276,006	8,683,301	8,683,301	△21,362	17,939,691
当期変動額								
剰余金の配当					△329,966	△329,966		△329,966
当期純利益					908,807	908,807		908,807
自己株式の取得							△150	△150
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	578,841	578,841	△150	578,690
当期末残高	5,001,745	1,300,000	2,976,006	4,276,006	9,262,142	9,262,142	△21,512	18,518,382

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	968,775	1,971,993	2,940,768	20,883,644
会計方針の変更による累積的影響額				△3,183
会計方針の変更を反映した当期首残高	968,775	1,971,993	2,940,768	20,880,460
当期変動額				
剰余金の配当				△329,966
当期純利益				908,807
自己株式の取得				△150
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△77,729	-	△77,729	△77,729
当期変動額合計	△77,729	-	△77,729	500,961
当期末残高	891,046	1,971,993	2,863,039	21,381,422

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・材料……総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品・仕掛品（電力機器システム）……個別法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品・仕掛品（コンデンサ・モジュール）……総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産……………定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 4～9年

(2)無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当期末の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)製品保証引当金……………保証期間内に発生する無償工事に対する支出に備えて、過去の実績率等を基礎として無償工事費の見積額を計上しております。また、納入した一部製品の不具合に伴い、今後発生する製品補償にかかる費用の見込額を個別に計上しております。

(5)退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は産業機器分野、自動車機器（xEV）分野、及び電力・環境省エネ分野の各製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しています。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の支払金利

(3)ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しています。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料の一部については、売上高から減額しております。また、有償受給取引については、従来は有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価等を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は345,401千円減少し、売上原価は100,626千円減少し、販売費及び一般管理費は244,775千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 損益計算書関係

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「助成金収入」（当事業年度は、25,366千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払補償費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「支払補償費」は10,827千円であります。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「債権売却損」（当事業年度は、2,633千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,498,621千円
関係会社出資金	28,177千円
短期貸付金	458,878千円
長期貸付金	5,195,098千円
貸倒引当金	628,246千円

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。また、関係会社の財政状態の悪化の程度に応じて、債権の貸倒れによる損失に備えるために貸倒引当金を計上しています。

関係会社の財政状態が悪化した場合には、翌事業年度において新たな株式の減損処理や貸付金に係る貸倒引当金を計上する可能性があります。

(追加情報)

1. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が一定期間続くとの仮定を置いて、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを実施しております。しかしながら、当感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

4,412,395千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,684,451千円
長期金銭債権	5,195,098千円
短期金銭債務	1,774,423千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法および第2条第5号に定める鑑定評価によっております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 856,428千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	5,977,856千円
仕入高	16,672,196千円
営業取引以外の取引高	79,166千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	64,512株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(千円)
(繰延税金資産)	
未払事業税	20,445
賞与引当金	52,020
建物償却差額	97,363
投資有価証券評価損	18,088
関係会社株式評価損	252,146
環境安全対策費用	29,283
製品不具合対策費用	35,173
貸倒引当金	192,243
製品保証引当金	51,479
退職給付引当金	37,720
その他	73,230
繰延税金資産小計	859,196
評価性引当額	△517,896
繰延税金資産合計	341,299
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△370,788
繰延税金負債合計	△370,788
繰延税金負債の純額	△29,489
(再評価に係る繰延税金負債)	
土地再評価差額金 (損)	91,934
評価性引当額	△91,934
土地再評価差額金 (益)	△1,001,965
再評価に係る繰延税金負債の純額	△1,001,965

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(千円)(注2)	科目(注1)	期末残高(千円)(注2)
その他の関係会社	三菱電機(株)	被所有 直接 21.2%	当社商品・製品の販売先	売上高	4,843,235	売掛金	624,597
主要株主	(株)村田製作所	被所有 直接 13.6%	当社商品・製品の販売先	売上高	2,243,413	売掛金	340,764

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品・製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期又は個別に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1,2,4)	取引金額(千円)(注3)	科目(注1,2,4)	期末残高(千円)(注3)
子会社	秋田指月(株)	所有 直接 100%	当社商品・製品の仕入資金の貸付	仕入高 利息の受取	6,828,024 8,791	未収入金 買掛金 短期貸付金 長期貸付金	292,555 627,402 204,000 1,558,000
子会社	九州指月(株)	所有 直接 100%	当社商品・製品の仕入資金の貸付	仕入高 利息の受取	5,887,160 1,697	未収入金 買掛金 短期貸付金 長期貸付金	522,515 584,241 50,400 341,200
子会社	岡山指月(株)	所有 直接 100%	当社商品・製品の仕入資金の貸付	仕入高 利息の受取	3,713,683 12,528	未収入金 買掛金 短期貸付金 長期貸付金	371,900 450,784 180,200 2,242,800
子会社	指月獅子起(上海)貿易有限公司	所有 直接 100%	当社商品・製品の販売	売上高	729,558	売掛金	175,310
関連会社	(株)村田指月FCソリューションズ	所有 直接 35%	資金の貸付	利息の受取	4,153	長期貸付金	913,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品の仕入、販売については、市場価格及び製造原価を勘案し、商品毎に子会社と協議の上決定しております。

(注2) 子会社及び関連会社に対する貸付金の使途は設備投資及び運転資金であり、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注4) 子会社及び関連会社への貸倒懸念債権に対し、合計628,246千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、27,766千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 647円99銭
- 1株当たり当期純利益 27円54銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。